

## 入札参加等停止業者名簿

No.	業者名	入札参加等停止措置期間	入札参加等停止措置理由	入札参加等停止措置基準
1	極東開発工業(株)	令和7年12月26日 ～ 令和8年2月25日 (2か月)	当該事業者は、令和7年9月24日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、課徴金命令を受けた。 このことは、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第8号)別表第2第5号「独占禁止法違反行為」に該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	独占禁止法違反行為 入札参加等停止措置要綱別表第2第5号
2	極東開発工業(株)	令和7年12月26日 ～ 令和8年2月25日 (2か月)	対象会社は、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して競争を制限していたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。	入札参加等停止措置要綱別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)